

第 5 章

災害復旧・復興

第 1 節 保健福祉施設復旧

崖の崩壊や河川の氾濫による土砂の流入及び床上浸水により建物の床，壁，電気設備等が破損・損壊した特別養護老人ホーム，認知症高齢者グループホーム 2 施設については，国庫補助事業で対応した。

なお，社会福祉施設等災害復旧費実地調査（災害査定）については，平成22年12月14日から17日の4日間にわたって行われ，特別養護老人ホーム，認知症高齢者グループホーム 2 施設について，災害復旧費が認定された。

第 2 節 商工業・観光関係施設復旧

被災後の復旧については，水が引いた後，各店舗とも従業員やボランティアの協力で店舗等のごみをはき出し，機械類の点検・整備，製品・商品の廃棄・処分等を行ったが，山からの土砂流入やインフラ整備が進まない中，作業の遅れが目立った地域もあった。

その後，廃業に追い込まれる業者もあったものの，懸命な復旧作業により営業を再開する店が出はじめ，被災後 2 週間程度で大和村，宇検村，龍郷町のほとんどの店が営業を再開した。特に被害の大きかった奄美市では，被災後 6 ヶ月が過ぎて，ようやく全事業所が営業を再開した。

また，特産品関係施設である龍郷町の紬業では，泥田の回復などに時間がかかり，再開まで 3 ヶ月かかった事業所もあった。

第3節 農業関係施設等復旧

第1項 奄美園芸産地復旧対策

被災農家の一刻も早い経営安定を図るため、緊急を要する果樹の樹勢回復や野菜の適期植え付けなどについて、農業・農村活性化推進施設等整備事業（知事特認）により、支援措置を講じた。

1 事業の概要

(1) 事業内容

野菜の適期植付，果樹の樹勢回復を図るための土壌改良資材の導入・散布，改植用の種苗購入など

(2) 負担割合

県：1/2，事業実施主体（市町村，農業協同組合，営農集団）：1/2

2 実施状況

市町村	品目	事業内容	受益戸数 (戸)	事業費 (千円)	県費 (千円)
奄美市 大和村 宇検村 瀬戸内町 龍郷町	かぼちゃ たんかん すもも パッションフル ーツ	土壌改良資材，樹 勢回復資材，植え 直しのための種子 ・苗等の購入	267	15,887	7,787

第2項 耕地関係復旧対策

1 耕地災害の状況及び激甚災害指定

耕地関係被害は、畑、樹園地等の農地や水路、道路等の農業用施設が被災し、685箇所、26億3,500万円に上った。

平成22年11月25日には、国の激甚災害の指定を受け、被災市町村の財政負担の軽減が図られることとなった。

2 職員の派遣

被災した市町村に対して、大島支庁の技術支援に加え、島外の各事務所から技術職員を派遣し、被害調査、復旧工法の検討及び査定設計書の作成等の支援を行った。

3 復旧工事

通行に支障をきたす農道など、緊急を要する箇所では、応急工事を実施した。

また、順次、復旧工事を実施しており、平成24年3月までに完了する予定である。

応急工事状況

実施市町村	箇所数	主な工事内容
奄美市	3	農道の土砂除去、樹園地の土砂除去
大和村	1	農道の土砂除去
瀬戸内町	1	農道の土砂除去

農地・農業用施設災害復旧事業

(単位：千円)

区分	地区数	事業費	市町村名
農地	66	96,172	奄美市、大和村、瀬戸内町、龍郷町、徳之島町、天城町
農業用施設	83	641,303	奄美市、大和村、瀬戸内町、龍郷町、徳之島町、天城町、伊仙町
合計	149	737,475	

事業費は査定決定額

第4節 林業関係施設等復旧

第1項 林地崩壊

林地崩壊については、緊急性、被災規模、保全対象等により、国庫補助事業や県単事業により復旧を行うこととなるが、今後の雨による拡大崩壊で更なる被害が懸念される2箇所については、災害関連緊急治山事業で早急な対応を図ることとした。

また、奄美市等の区域が激甚災害の指定を受けたことから、市町村が事業主体となる林地崩壊防止事業により3箇所の復旧を行うこととした。

林地崩壊の復旧事業

(単位：千円)

事業名	箇所数	事業費	負担区分等
災害関連緊急治山事業	2	120,407	国8.5/10 県1.5/10
林地崩壊防止事業	3	51,690	国 5/10 県 2/10 市町村 3/10
公共治山事業	5	251,000	国 2/3 県 1/3
県単治山事業	10	44,800	県 9~7/10 市町村 1~3/10
その他	1		
計	21	467,897	



(被災直後)



(復旧完了)

【奄美市住用町摺勝登ノ小屋地内】

第 2 項 林道施設等

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(通称「暫定法」)の対象となる災害は、6市町村、24路線、59箇所、被災延長3,385m、被害額8億5,302万円であり、災害査定は平成22年12月13日から12月17日まで、1回(延べ2回)に亘り実施され、査定申請額8億5,302万円に対して、査定額8億2,485万円で、査定率が97%であった。

災害復旧事業については、通常、被災年度以降3年間に亘って復旧が行われるが、甚大な被害の早期復旧を図るため、被災初年度の平成22年度に約8割に当たる6市町村、45箇所について工事に着手した。

林道災害の査定状況

(単位：千円，%)

査 定 日 程	路線数	箇所数	申請額	査定額	査定率
12/13～12/17	24	59	853,018	824,850	96.7

第 5 節 水産関係施設復旧

漁船等水産関係

漁船については、漁船保険による救済や自己資金によって、漁業共同利用施設等については自己資金によって、その他水産関係被害のうち漁業集落の機器類については離島漁業再生支援交付金によって、養殖物については自己資金によって復旧にあたった。

第 6 節 土木施設復旧

公共土木施設災害復旧事業

被災箇所の応急対策については、県民生活に支障となる交通途絶箇所及び河川の護岸の損壊箇所や埋そく箇所など緊急を要する箇所について、速やかに工事を実施した。

また、本災害が甚大であったことから、平成22年10月21日から11月5日にかけて国土交通省から緊急災害対策派遣隊（TEC - FORCE）が派遣され、被災状況の調査、公共土木施設の応急措置及び復旧方針策定について指導を受け、復旧工法検討に活用した。

災害査定については、12月22日までに全ての被災箇所の災害査定を終えた。

本復旧については、平成23年度までに全箇所の工事に着手し、平成24年度内の完成を目標に取り組んでいる。

災害査定の実施状況

区 分	査 定	
国土交通省河川局所管	第8次災害査定(22.12.13～17)	308箇所
	第9次災害査定(22.12.20～22)	52箇所
	河川局計	360箇所
〃 都市・地域整備局所管	第2次災害査定(22.12.9～10)	2箇所
奄美豪雨災害による被災箇所数		362箇所

公共土木施設災害復旧事業

(単位：千円)

区分	河川名等	市町村名	復旧事業費	事業年度
河 川	住用川 外117箇所	奄美市 外	1,209,037	平成22年度～23年度
海 岸	城海岸 外2箇所	奄美市 外	122,472	平成22年度～23年度
道 路	国道58号 外238箇所	奄美市 外	3,266,278	平成22年度～24年度
下水道	奄美市公共下水道	奄美市	2,335	平成22年度～23年度
公 園	清水公園	瀬戸内町	21,190	平成22年度～23年度
計	362箇所		4,621,312	

復旧事業費は査定決定額

第 7 節 文教施設復旧

学校施設の災害復旧は、学校教育に支障がないよう緊急性の高いものは応急措置や応急復旧を行い、本格復旧は国の災害復旧事業を活用し、設置者の負担軽減を図るとともに、早期復旧に努めた。

公立学校

公立学校で被害を受けた県立及び市町立学校施設の災害復旧は、授業等に支障がないよう、浸水の泥土により汚損した校舎及び体育館等の床・壁や設備(備品)の清掃消毒等の応急措置を行い、土砂の除去や備品の購入など、早急に復旧する必要がある施設等は、国の災害復旧事業の事前着工制度を積極的に活用して早期復旧に努めた。

災害復旧費については、被害を受けた県立及び市町立学校施設21校のうち小学校2校、中学校4校について公立学校施設災害復旧費国庫負担(補助)事業の申請が行われ、設置者の負担軽減が図られた。なお、当災害は激甚災害に指定され各市町の財政状況等に応じて国庫負担金の加算が行われた。

各学校ごとの復旧状況は次表のとおりである。

公立学校の復旧状況

H23.12.28現在

設置者名	学校名	施設区分	被害の概要等	現在の復旧状況	災害復旧調査額(千円)	市町村費(千円)	国費(千円)	
鹿児島県	大島工業高校	土地	法面崩壊	土砂撤去	—	—	—	
	大島高校	建物	体育館地下倉庫浸水	消毒・清掃済	—	—	—	
小計	高2							
奄美市	東城小学校	建物, 土地, 工作物, 設備	校舎・給食室床上浸水 体育館床上浸水 プール底板・排水溝破損 プール付属室床上浸水 隣地の法面崩壊, 備品浸水	消毒・清掃, 床板張り替え プール及び付属機器復旧 土砂撤去, 備品購入	82,995	9,528	53,469	
	東城中学校	建物, 土地, 工作物, 設備	校舎・給食室床上浸水 体育館床上浸水 プール底板・排水溝破損 プール付属室床上浸水 隣地の法面崩壊, 備品浸水	消毒・清掃, 床板張り替え プール及び付属機器復旧 備品購入	5,218	934	4,284	
	大川小学校	建物, 土地, 工作物, 設備	体育館地下倉庫浸水 校庭土砂流入 備品浸水	消毒・清掃, 土砂撤去 備品購入	—	—	—	
	大川中学校	建物, 土地, 工作物, 設備	特別教室・倉庫等床上浸水 体育館地下倉庫浸水 校庭土砂流入, 備品浸水	消毒・清掃, 床板張り替え 土砂撤去, 備品購入	4,797	960	3,837	
	住用中学校	建物, 土地, 工作物, 設備	体育館床上浸水 敷地内通路路肩崩壊・陥没 備品浸水	床板張り替え工事中 備品購入	1,198	171	1,027	
	小宿小学校	土地	雨水等による校庭表土の浸食	土砂撤去	—	—	—	
	小宿中学校	建物, 設備	校舎床上浸水, 備品浸水	床板張り替え, 備品購入	2,272	455	1,817	
	奄美小学校	工作物	倒木・門柱破損	倒木撤去, 門柱復旧	—	—	—	
	知根小学校	建物, 土地, 工作物, 設備	床下浸水, 体育館地下倉庫浸水 プール濾過装置・ポンプ機浸水 敷地内水路土砂流入	消毒・清掃 プール機器復旧, 土砂撤去	—	—	—	
	小湊小学校	設備	プール送水ポンプ・制御盤浸水	プール機器復旧	899	128	771	
	笠利小学校	建物, 設備	体育館地下倉庫浸水, 備品浸水	消毒・清掃, 備品購入	—	—	—	
	緑が丘小学校	建物, 設備	体育館地下倉庫浸水, 備品浸水	消毒・清掃, 備品購入	—	—	—	
	朝日小学校	土地, 設備	校庭土砂流入, 備品浸水(時計)	土砂撤去, 備品復旧	—	—	—	
	朝日中学校	建物, 設備	給食室一部床上浸水	消毒・清掃	—	—	—	
	崎原小学校	土地, 工作物	国旗掲揚台破損, 敷地内崩土	国旗掲揚台復旧, 土砂撤去	—	—	—	
	崎原中学校	土地, 工作物	国旗掲揚台破損, 敷地内崩土	国旗掲揚台復旧, 土砂撤去	—	—	—	
	芦花部小学校	土地	隣地の法面崩壊	土砂撤去	—	—	—	
	芦花部中学校	土地	隣地の法面崩壊	土砂撤去	—	—	—	
	小計	小11 中7				77,379	12,174	65,205
	龍郷町	戸口小学校	建物	校舎床上浸水	消毒・清掃	—	—	—
小計	小1							
合計	小12, 中7, 高2				77,379	12,174	65,205	



復旧状況（東城小中学校プール）



復旧状況（東城小中学校職員室）

第 8 節 その他公用・公共関係施設

第 1 項 都市施設関係

今回の大雨により被災した都市公園，公共下水道は，公共土木施設災害復旧事業で復旧を行い，龍郷町浦地区の集落地内に大量に堆積した土砂については，龍郷町が都市災害復旧事業である堆積土砂排除事業により復旧を行った。

都市災害復旧事業

(単位：千円)

市町名	管理者	施設(箇所)名	復旧内容	事業費
瀬戸内町	瀬戸内町	清水公園	プレキャスト法枠工，植生基材吹付工	21,190
奄美市	奄美市	名瀬市公共下水道	汚水管設置工，マンホール設置	2,335
龍郷町		浦地区	集落地内堆積土排除	12,285

第 2 項 公営住宅

今回の大雨により，床上・床下浸水の被害を受けた奄美市及び龍郷町の市・町営住宅については，当該市町において，入居者の生活等に配慮し，速やかな床下の消毒，畳替え並びに床・壁の補修等を行った。

第 3 項 庁舎関係

奄美警察署住用駐在所の被害については，規定予算の範囲内で早急な復旧を図った。

第9節 激甚災害指定等

第1項 土木関係

今回の豪雨災害については、奄美大島の市町村の全てが局地激甚災害の指定を受けた。

通常、局地激甚災害の指定は例年3月頃であるが、被害が大きく指定基準を満たす奄美市（旧住用町）、大和村、龍郷町については、平成23年11月に早期指定を受けた。また、平成23年1月に局地激甚災害の指定基準の緩和の改正が行われ、3月に奄美市（旧名瀬市、旧笠利町）、宇検村、瀬戸内町が指定を受けた。

局地激甚災害の指定を受けることにより、局地激甚災害に係る当該地方公共団体の災害復旧事業費の地方負担額と財政負担能力と比較して、一定の基準を満たす地方公共団体に対して、公共土木施設災害復旧事業の国庫負担額の嵩上げが行われ、被災した地方公共団体の財政負担の緩和や、被災地域の円滑かつ早期の復旧が図られることとなった。

政令番号	公布日	局地激甚災害	適用すべき措置
政令第231号	平成22年11月25日	平成22年10月18日から平成22年10月25日までの間の豪雨	法第3条から第5条まで及び法24条に規定する措置
政令第28号	平成23年3月24日	平成22年10月18日から平成22年10月25日までの間の豪雨	法第3条から第5条まで及び法24条に規定する措置

注)「法」：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

第2項 農林水産関係

「平成22年10月18日から同月25日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域にかかる災害」が激甚災害の指定を受け、11月25日に政令が公布された。

1 指定区域

奄美市、大和村、瀬戸内町、龍郷町

2 主な適用措置の概要

(1) 農地等災害復旧事業などに係る補助の特別措置（激甚法第5条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）に基づく通常の国庫補助の嵩上げ。

(2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条第2項から第4項まで）

農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行した地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入

第 1 0 節 生活再建支援対策

第 1 項 県税等の特例措置

1 納期限等の延長措置

災害救助法の適用を受けた 3 市町村（奄美市，大和村及び龍郷町）について，県税のうち 5 税目（個人事業税，不動産取得税，ゴルフ場利用税，軽油引取税，産業廃棄物税）の納期限等を延長する地域として指定し，平成22年10月29日付けで告示した。

災害等による期限の延長は，基本的には個々の納税者の実情を考慮して個別に対応するものであるが，被害が広範囲に及ぶ場合は，地域及び期日を一括指定して期限を延長することができることとされていることから，今回は，過去の取扱いに倣い災害救助法の適用地域を地域指定の基準にした。

延長の内容

平成22年10月20日から同年12月24日までに到来する期限を，同月27日まで延長する。

2 県税の減免措置等

地震，火災，風水害などの被災者に対しては，個人事業税，自動車税，不動産取得税，産業廃棄物税及び個人県民税の減免の制度があり，今回の奄美地区における集中豪雨災害の被災者に対しても，減免措置を講じたほか，災害を原因として納税証明書が必要となった場合の納税証明書の交付手数料についても免除措置を講じた。

3 県税の減免措置等に係る広報

県税の減免措置等や納期限の延長等について，印刷媒体，電波媒体，県ホームページ等により別表のとおり広報を行った。

【別表】県税の減免措置等に係る広報一覧

月	印刷媒体(活字媒体)	電波媒体	県ホームページ	その他
平成 22年 4月			○「災害減免」のページを毎年掲載	○市町村メールマガジン (市町村へ5月号向けの広報誌原稿提供) 「自動車税納期内納付」 この中で、自動車税の災害減免を盛り込んでいます。
5月	5/16新聞インフォメーション(南日本新聞、南海日日新聞) 「自動車税納期内納付」 この中で、自動車税の災害減免を盛り込んでいます。	県政番組テレビ・ラジオスポット 「自動車税納期内納付」 この中で、自動車税の災害減免を盛り込んでいます。		○市町村メールマガジン (市町村へ6月号向けの広報誌原稿提供) 「不動産取得税」 この中で、不動産取得税の災害減免を盛り込んでいます。 「災害減免」
6月	6/20新聞インフォメーション(南日本新聞、南海日日新聞) 「災害減免」	県政番組テレビ・ラジオスポット 「災害減免」 6/13サザンモーニングラジオ対談 「不動産取得税」 この中で、不動産取得税の災害減免を盛り込んでいます。 6/27サザンモーニングラジオ対談 「災害減免」		○市町村メールマガジン (市町村へ7月号向けの広報誌原稿提供) 「不動産取得税」 この中で、不動産取得税の災害減免を盛り込んでいます。 「災害減免」 ○「災害減免等」のチラシを各地域振興局・支庁へ配布(資料1)
7月		県政番組テレビ・ラジオスポット 「災害減免」		○市町村メールマガジン (市町村へ8月号向けの広報誌原稿提供) 「災害減免」
8月		県政番組テレビ・ラジオスポット 「災害減免」 「個人事業税納期内納付」 この中で、個人事業税の災害減免を盛り込んでいます。 8/22サザンモーニングラジオ対談 「個人事業税納期内納付」 この中で、個人事業税の災害減免を盛り込んでいます。		○市町村メールマガジン (市町村へ9月号向けの広報誌原稿提供) 「災害減免」 ○個人事業税の第1期分納税通知書に「災害減免等」のチラシを同封(資料1)
9月	9/1グラフかごしま情報ボックス 「災害減免」	県政番組テレビ・ラジオスポット 「災害減免」		
10月			○10/22トップページ最新情報に「災害減免」(通年掲載)を掲載 ○10/25「奄美豪雨災害被災者支援」のページ(危機管理防災課所管)を掲載 この中に県税の災害減免(10/25～)、納期限延長(10/29～)を掲載。 ○10/29「納期限延長」のページを掲載	○不動産取得税の納税通知書に「納期限延長等」のチラシを同封(資料2) ○10/22「南日本新聞」記事掲載 ○10/29青潮会への記事提供「納期限延長」 ○10/30「南日本新聞」記事掲載
11月	11/21新聞インフォメーション(南日本新聞) 「個人事業税納期内納付」 この中で、奄美豪雨被災者の個人事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税の納期限延長を盛り込んでいます。 11/21特集(南海日日新聞) この中で、県税の災害減免を盛り込んでいます。	県政番組テレビ・ラジオスポット 「個人事業税納期内納付」 この中で、個人事業税の災害減免を盛り込んでいます。 「奄美集中豪雨被災者災害減免」 11/14サザンモーニングラジオ対談 「個人事業税納期内納付」 この中で、個人事業税の災害減免を盛り込んでいます。		○個人事業税の第2期分納付書に「納期限延長等」のチラシを同封(資料3) ○11/13「奄美新聞」記事掲載

【資料1】「災害減免等」チラシ(表)



災害による損害を受けた方への
県税の減免等について

地震、火災、風水害などの災害により損害を受けた方々には、税金を軽減したり、徴収を猶予するなどの方法(裏面をご覧ください。)があります。

県税につきましても不明な点がありましたら、鹿児島地域振興局県税課・自動車税課、お近くの各地域振興局県税課又は各支庁県税課にご相談ください。

ご相談は、電話でも結構です。

名称	電話番号	名称	電話番号
鹿児島地域振興局 県税課	099-805-7220	北薩地域振興局 県税課	0996-23-5151
	099-805-7221	始良・伊佐地域振興局 県税課	0995-63-8126
	099-805-7222	大隅地域振興局 県税課	0994-43-3121
鹿児島地域振興局 自動車課	099-261-5611	熊毛支庁 県税課	0997-22-1131
南薩地域振興局 県税課	0943-53-3111	大島支庁 県税課	0997-53-1111



鹿児島県

「災害減免等」チラシ(裏)

区分	要件	軽減又は免除の新台	適用対象	備考
個人事業	自己の所有に係る事業用資産につき受けた損害の金額(保険金等)が当該年度(前年)の課税標準額(1,000万円以下)であるもの	税額の全部 500万円以下 税額の2分の1 750万円以下 税額の4分の1 750万円超	災害を受けた年の4月1日の属する年度分の個人事業税の税額のうち、災害が原因で発生した損害に相当するもの	災害を受けた日又は賦課区分があったことを知られた日から60日以内に市町村長の方を通知し、申請していただく。 (災害減免条第6条)
事業用資産	自己、控除対象配偶者、扶養親族の所有に係る住宅又は事業用資産(保険金等)が、前年中(保険金等)が最大で、前年中の合計所得金額が500万円以下であるもの	税額の2分の1以内	同	※自動車税の減免は、抹消した自動車は損害額が4倍に満たなくとも、税額が4分の1を減らす場合がある。 (代辦自動車)
自動車	自己の所有に係る自動車の損害(保険金等)が、年税額に4倍以上のもの	年税額の4倍以上 4分の1 年税額の5倍以上 3分の1 年税額の6倍以上 2分の1	(1) 相当の修繕費を要する自動車 (2) 滅失又は使用不能により抹消した自動車 (3) 抹消後新たに取得した自動車(代辦自動車)	抹消した自動車と同一割合で減免します。(災害を受けた日から3月以内)に取得した自動車は、取得後7日以内に申請されたら認められる。
不動産	滅失し、又は損害を受けた家屋等に代わる家屋等を3年以内に取得した場合	旧不動産の台帳価格に見合う税額分を軽減します。	当該家屋等の取得に對して課される不動産取得税	納期限後30日以内に、り反証明書を付けて各局長等へ申請してください。(規則第81号様式)
不動産	家屋等の不動産を取得後、納期限までに災害で滅失し、又は損害を受けた場合	全額免除 80%以上 80%未満の被害 60%免除 60%未満の被害 40%免除 40%未満の被害	同	同
産業	産業専修物の自己処理に係る納税者が、5営業日の特別な事情により、納税することができなると認められる場合	知事が必要と認める額を限度とします。	災害の発生した日以降、納期限の属する期間の分の納税の9割のうち、知事が必要と認める期間の分	納期限又は災害が起った日から1月以内(延長年)に、り反証明書を付けて各局長等へ申請してください。(産業専修物納付規則第10号様式)
個人	個人県民税は、個人市町村民税と併せて賦課徴収されているので、災害等により市町村長が個人市町村民税を減免した場合は、市町村の減免割合と同じ割合で減免します。		災害等により市町村の減免割合と同じ割合で減免されるので、市町村へ申請してください。	

○ **期限の延長(県税条例第14条)**
期限の延長より納税できません。この(税目)の申告、申請、納付、納入等が期限までにできないと認められるときは、期限の延長を請求することができます。

延長の期間 災害等がなされた日から2月以内
申請に必要な書類 災害等による期限延長申請書、り反証明書

○ **徴収猶予(地方税法第15条~15条の4)**
財産が災害を受けたために、県税の納税者又は特別徴収義務者が、その徴収金を一時に納めることができなると認められるときは、徴収を猶予することができます。

猶予の期間 原則として1年以内(最長2年)
申請に必要な書類 徴収猶予申請書、り反証明書

○ **納税証明書交付手数料の免除(県税条例第7条)**
災害により損害を受けた方が、その復旧等に必要となる手続きのために使用する県税の納税証明書の交付については、その手数料を免除します。

【資料2】「不動産取得税納期限延長等」チラシ

**奄美地方における集中豪雨災害に係る
不動産取得税の納期限延長について**

このたびの大雨・洪水の災害により、被災された方々に謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。
今回、被災された方々につきまして、納期限の延長等の措置がおりますのでお知らせします。

1 納期限が延長となりました

次の被災地域の方々については、今回送付しました不動産取得税の納税通知書に記載してある納期限（11月1日（月）・11月30日（火））が、**12月27日（月）**に延長となります。

11月1日・11月30日 ➡ **12月27日（月）**
（納税通知書上の納期限）

納期限の延長地域 奄美市・龍郷町・大和村

（注）左の地域に納税者の住所、または取得した不動産の所在地がある方が対象となります。

2 納税証明書の交付手数料が免除されます

災害により損害を受けた方が、災害復旧に必要な資金の借入れに係るものや冠水車両の抹消登録に係るものなどの手続きのために使用する県税の納税証明書の交付については、その手数料が免除されます。窓口でその旨を申し出てください。

手数料（400円） ➡ **無料**

3 災害による損害を受けたときの税の軽減措置

要件	減免の割合	備考
滅失し、または損壊した不動産を3年以上定資産課税台帳面積に見合う状態を回復し、取得した不動産が、取得の日から納期限までに災害で滅失し、または損壊した場合	80%以上の被害	後期日以交付後30日以内の明書と地裁へ申請書と併せて提出してください。
取得した不動産が、取得の日から納期限までに災害で滅失し、または損壊した場合	60%以上80%未満の被害	
取得した不動産が、取得の日から納期限までに災害で滅失し、または損壊した場合	40%以上60%未満の被害	
取得した不動産が、取得の日から納期限までに災害で滅失し、または損壊した場合	20%以上40%未満の被害	

4 その他

その他の県税（個人事業税、自動車税、不動産取得税、産業廃棄物税、個人県民税）についても減免等があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先
〇〇地域振興局・支庁 県税課 担当： 0997-XX-XXXX（内線： ）

【資料3】「個人事業税納期限延長等」チラシ

**奄美地方における集中豪雨災害により
被害を受けられた個人事業者の方々へ**

このたびの大雨・洪水の災害により、被災された方々に謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。
今回、被災された方々につきまして、納期限の延長等の措置がおりますのでお知らせします。

1 納期限が延長となりました

個人事業税の二期分の本来の納期限は、8月にお送りした納税通知書にあるとおり、11月30日ですが、次の地域に住所又は主たる事務所・事業所がある方につきましては、今回お送りしました納付書に記載してある納期限（12月27日）に延長となります。

11月30日（火） ➡ **12月27日（月）**
（納付書上の納期限）

納期限の延長地域 奄美市、大和村、龍郷町

2 納税証明書の交付手数料が免除されます

災害により損害を受けた方が、災害復旧に必要な資金の借入れに係るものや冠水車両の抹消登録に係るものなどの手続きのために使用する県税の納税証明書の交付については、その手数料が免除されます。窓口でその旨を申し出てください。

手数料 ➡ **無料**
(400円)

3 その他

県税（個人事業税、自動車税、不動産取得税、産業廃棄物税、個人県民税）の減免等があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先
〇〇地域振興局（支庁） 〇〇課 担当： 099X-XX-XXXX（内線： ）

第2項 被災者生活再建支援法の適用

災害の発生以降、各市町村から県に報告された被害状況に基づき、被災者生活再建支援法の適用基準に達した奄美市及び龍郷町に対して、被災者生活再建支援法を適用した。
(法適用日：平成22年10月20日)

1 被災者生活再建支援法の適用状況

区 分	住家被害(世帯)			適 用 根 拠	適 用 年 月 日
	全 壊	半 壊	床上浸水		
奄 美 市	6	303	58	施行令第1条第1号	平成22年10月20日
龍 郷 町	3	125	25		

2 被災者生活再建支援金の申請状況 (平成23年12月1日現在)

区 分	支給限度額		うち支給済			
	件 数	限 度 額	件 数	基礎支援金	件 数	加 算 金
奄 美 市	12	28,625,000円	12	8,125,000円	6	3,375,000円
龍 郷 町	3	8,250,000円	3	2,750,000円	2	1,375,000円
計	15	36,875,000円	15	10,875,000円	8	4,750,000円

第3項 鹿児島県被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法の適用により、同法に基づく支援金を支給されない床上浸水以上の住家被害を受けた世帯や小規模事業者を対象として、「被災者生活支援金」を支給した。

また、県と市町村で設置した「被災者生活支援基金」の残高が減少したことから、県及び市町村は基金の積み増しを行った。

1 鹿児島県被災者生活支援金の支給状況

(単位：円)

区 分	住家被害		小規模事業者		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
奄 美 市	362	72,400,000	48	9,600,000	410	82,000,000
龍 郷 町	147	29,400,000	22	4,400,000	169	33,800,000
大 和 村	28	5,600,000	7	1,400,000	35	7,000,000
宇 検 村	4	800,000	1	200,000	5	1,000,000
瀬 戸 内 町	4	800,000	10	2,000,000	14	2,800,000
計	545	109,000,000	88	17,600,000	633	126,600,000

2 鹿児島県被災者生活支援基金の積み増し

- (1) 基金増資 4億円
- (2) 負担割合 県1/2, 市町村1/2

第4項 商工業関係

1 県等のとった支援措置等

(1) 県のとった支援措置

相談窓口の設置

10月21日、商工団体に対して、経営・金融支援のための相談窓口の設置など、きめ細やかな経営支援を依頼した。

10月22日、集中豪雨災害により被災した中小企業者に対する相談窓口を設置するとともに、保証機関へ特別相談窓口の設置を依頼した。

金融機関等に対する要請

10月22日、県内金融機関等に対し、新規融資や条件変更による特段の配慮を要請した。

「緊急災害対策資金」の適用と県民への広報

10月20日からの奄美地区における集中豪雨災害により、災害救助法（奄美市、龍郷町、大和村）及び被災者生活再建支援法（奄美市、龍郷町）が適用されたことから、県中小企業融資制度の「緊急災害対策資金」の適用を決定し、同資金の信用保証料を全額補助することとした。10月22日、保証機関、金融機関、商工団体、市町村へ通知するとともに、記者発表、ホームページへの掲載を行い、県民への周知を図った。

緊急災害対策資金の融資実績

（単位：件、千円）

市町村名	件数	融資額
奄美市	4	52,800
龍郷町	5	63,000
計	9	115,800

「鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業」の実施決定

11月10日、奄美地区において相当の商工業被害が発生している状況であることから、中小企業者が災害復旧のために借り入れた政府系資金や「緊急災害対策資金」及び市町村の制度資金に対し市町村を通じて利子補助を行う、「鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業」の実施を決定した。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の活用

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用して、市町村が行う被災等による離職者の雇用につながる事業や被災箇所の復旧のための調査などについて補助した。

(2) 国のとった支援措置

金融機関等への金融上の措置の要請

10月21日、被災者に対しては、通帳等を紛失した場合の払戻しなど、状況に応じた金融措置を適切に講ずるよう各金融機関、証券会社等へ要請を行った。

政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付制度の適用等

10月21日、特別相談窓口を設置したほか、中小企業者の災害復旧のために、貸付限度額の引き上げ、担保の特例措置を内容とした災害復旧貸付制度の適用を行った。

労働保険料納付の猶予

被害を受けた日以後1年以内に納付期限が到来する労働保険料の全部、又は一部の納付を一定期間猶予した。

(3) 市町村のとした支援措置

〔龍郷町〕

県の緊急災害対策資金等を対象に，融資額1,500万円を限度として，支払利子の80%を補助することとした。

(4) 地元金融機関のとした支援措置

奄美大島信用金庫においては，被災した中小企業者を対象に優遇金利を適用することとした。

また，奄美信用組合においては，新たに災害に対応した資金を創設した。

第5項 農林水産業関係

被災した農林漁業者が活用できる制度等の概要をとりまとめ，県ホームページ等で周知した。

被災した農林漁業者が活用できる制度等

	制度等の名称	対象者
1	農業近代化資金	畜舎，果樹棚，農機具，施設等の復旧や事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の復旧に必要な資金を融資
2	木材産業振興資金	事業に必要な運転資金を融資
3	漁業近代化資金	漁船の建造・取得や，加工施設，漁具，養殖用作業舎，養殖池などの取得資金を融資
4	農林漁業セーフティネット資金	経営の再建，経営の維持安定に必要な運転資金を融資
5	農林漁業施設資金	被災した農林漁業用施設等の復旧に必要な資金を融資
6	農・林業振興資金 (災害復旧)	被災した農・林業を営む方に災害復旧に要する資金を融資
7	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	被災した農業用施設や農地等の復旧に必要な資金を融資
8	農業基盤整備資金	被災した農地，牧野またはその保全・利用上必要な施設の復旧に必要な資金を融資
9	漁船保険制度	沈没，座礁，火災等の事故によって漁船の船体，機関，設備等に生じた損害や漁船を救助するために要した費用等に対する保険金を給付

第6項 住宅関係

1 被災者の住居の確保

(1) 職員住宅の提供

今回の豪雨災害により自宅に住めなくなった被災者に対して、空き家となっている県職員住宅や教職員住宅を市町村を通じて提供した。

提供した職員住宅 (単位：戸)

住宅の種類	所在市町		
	奄美市	瀬戸内町	計
単身・独身寮	0	1	1
職員公舎	26	1	27
教職員住宅	19(1)	7	26(1)
計	45(1)	9	54(1)

()内は、実際に被災者が入居した戸数。(平成22年11月16日現在)

(2) 公営住宅

豪雨災害により家屋に被害を受けたり災者に対して、公営住宅(特定公共賃貸住宅、改良住宅を含む)への入居相談を受付けた。

り災者の公営住宅入居状況(平成23年11月24日現在) (単位：世帯)

区分	目的外使用			特定入居		
	入居中	退去済み	計	入居中	退去済み	計
県営住宅	奄美市		4	3		3
	龍郷町					0
	大和村					0
	宇検村					0
	瀬戸内町		2	2		0
市町村営住宅	奄美市		7	6		6
	龍郷町			2	2	4
	大和村		1	1		0
	宇検村			0		0
	瀬戸内町			0		0
合計	0	14	14	11	2	13

2 住宅資金貸付の認定等

(1) 被災住宅の認定等

今回の災害により住宅に被害が生じた者が、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を活用して住宅の補修ができるようにするため、被災住宅の認定を行った。

・認定件数 1件(平成23年11月現在)

(2) 市町村への情報提供

今回の災害により家屋に被害を受けた次の市町村の役場職員に対し、応急修理制度及び住宅金融公庫災害復興住宅融資制度の周知を図った。

日時：平成22年10月27日(水)

場所：大島支庁

対象：奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町

第 1 1 節 災害義援金等

第 1 項 災害義援金の受取状況

被災された方々を支援するため、県、日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉法人鹿児島県共同募金会が実施主体となり、平成22年10月25日から11月30日を募集期間として、「10月20日の奄美地方大雨災害義援金」を募集し、平成23年2月28日まで受付を行った。

日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉法人鹿児島県共同募金会に寄せられた災害義援金については、県の口座に集約し、県に寄せられた災害義援金とあわせて、県から各市町村を通じて被災者の方々に配分した。

豪雨災害の被災状況が、連日、新聞、テレビ等で報道されたことから、被災者の方々に役立てて欲しいとの趣旨で、全国の都道府県を初めとする自治体、同議会、各種団体、企業、個人等から被災者に対する災害義援金が募集期間を過ぎてからも寄せられ、総額3億1,586万6,218円となった。

なお、市町村においても、それぞれ災害義援金の募集を行った。

災害義援金の募集結果

実施主体	件数	義援金額
鹿児島県	76	57,463,459円
日本赤十字社鹿児島県支部	3,194	172,391,459円
鹿児島県共同募金会	2,074	86,011,300円
計	5,344	315,866,218円

第2項 災害義援金の配分状況

奄美地方大雨災害の被災者に対する災害義援金を公平かつ適正に配分するため、災害義援金募集团体関係者に加え、社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会、鹿児島県市長会、鹿児島県町村会の関係者を委員とする「奄美地方大雨災害義援金配分委員会」を11月29日に設置し、12月3日に配分委員会を開催して、配分の対象、基準等について協議した。

委員会の協議結果に基づき、県では被災市町村に対し、平成22年12月20日に第1次配分を、平成23年3月30日に第2次配分を行った。

1 第1次配分

被災者に迅速に義援金を配分するため、募集期間終了後速やかに「奄美地方大雨災害義援金配分委員会」を開催し、義援金の配分対象と配分比率を決定した。

義援金の配分対象については「死亡」の人的被害と、「全壊」「半壊」「床上浸水」の住家被害とし、配分比率については、まず「基本配分」として、過去の例から災害救助法の適用基準を参考にして「床上浸水」を1.0として、「全壊」は3.0、「半壊」は1.5、「死亡」は4.5とすることとした。

また「特別配分」として、今回の災害で、災害救助法の適用となるが、「被災者生活再建支援金」の対象とならない大和村の全壊世帯について、被災者再建支援金の基礎支援金相当額（100万円）を特別配慮して配分することとした。

従って、11月30日現在の義援金総額1億6,941万773円のうち、配分委員会の協議結果に基づき、1億6,501万円について、被害を受けた5市町村の配分額を決定し、12月20日に各市町村に配分した。

(1) 第1次配分の配分比率と被害区分ごとの配分額

区分	人的被害	住家被害			特別配分
	死亡	全壊	半壊	床上浸水	大和村全壊世帯
配分比率	4.5	3.0	1.5	1.0	基礎支援金相当
1件あたりの配分額	765,000円	510,000円	255,000円	170,000円	1,000,000円

(2) 市町村別配分一覧

市町村	配分額
奄美市	115,215,000円
龍郷町	38,850,000円
大和村	7,715,000円
瀬戸内町	2,380,000円
宇検村	850,000円
計	165,010,000円

2 第2次配分

災害義援金の募集期間を過ぎてからも、全国各方面から温かい支援が寄せられており、義援金の受付については平成23年2月28日まで継続した。

第1次配分後の義援金総額を、全て配分することとし、第1次配分の被害確定に伴う修正を行うとともに、第1次配分と同様の配分比率で各市町村への配分額を決定した。

なお、各市町村により被害の程度に大きく差があることや、各市町村独自の義援金なども集まっていることなどから、義援金の使途及び具体的な配分額については市町村の判断で行うこととした。

(1) 第1次配分の修正

市町村	重傷	半壊	床上浸水	合計 (金額)
第1回配分基準額	510,000円	255,000円	170,000円	
奄美市(件)	1	-1		255,000円
龍郷町(件)			1	170,000円
計(金額)	510,000円	-255,000円	170,000円	425,000円

(2) 第2次配分

市町村	死亡	重傷	全壊	半壊	床上浸水	配分額
配分比率	4.5	3.0	3.0	1.5	1.0	
奄美市	2	1	7	382	65	105,640,343円
龍郷町	1		3	125	25	35,580,801円
大和村			1	15	14	6,218,768円
瀬戸内町					14	2,204,120円
宇検村					5	787,186円
計	3	1	11	522	123	150,431,218円

被害ごとの対象世帯件数及び配分比率から、各市町村の配分額を按分した

(3) 市町村別配分一覧

市町村	配分額	第1次配分額	第1次修正	第2次配分額
奄美市	115,215,000円	115,215,000円	255,000	105,640,343円
龍郷町	38,850,000円	38,850,000円	170,000	35,580,801円
大和村	7,715,000円	7,715,000円		6,218,768円
瀬戸内町	2,380,000円	2,380,000円		2,204,120円
宇検村	850,000円	850,000円		787,186円
計	165,010,000円	165,010,000円	425,000	150,431,218円

第 1 2 節 要望活動

平成22年10月30日，防災担当大臣が，被害調査のため奄美大島を訪問した際に，県副知事，奄美市長，大和村長，宇検村長，瀬戸内町長，龍郷町長から防災担当大臣に対し被害状況の説明を行い，連名で，災害復旧対策等に関する要望を行った。

11月16日，衆議院災害対策特別委員会が被害調査のため奄美大島を訪問した際に，奄美大島島内の市町村長と連名で激甚災害の早期指定，廃棄物の処理などの要望を行った。

12月19日，参議院災害対策特別委員会が被害調査のため奄美大島を訪問した際に，奄美大島島内の市町村長と連名で局地激甚災害の指定基準の緩和，廃棄物の処理などの要望を行った。

災害調査・要望状況（県が対応し，要望したものに限る）

要望 月日	調査者（団）名	提出要望	主な対応者
10/30	内閣府特命大臣（防災）	要望書（県総括）	副知事 奄美大島内5市 町村長等
11/16	衆議院災害対策特別委員会	要望書	〃
12/19	参議院災害対策特別委員会	要望書	〃

内閣府特命担当大臣（防災）

松本 龍 様

奄美地方における集中豪雨
災害による被害に関する
要 望 書

平成22年10月

鹿 児 島 県
奄 美 市
大 和 村
宇 検 村
瀬 戸 内 町
龍 郷 町

10月18日から20日にかけて、奄美大島では住用町で3時間の雨量が354ミリに達するなど、100年に1度の雨量の1.8倍に達する記録的な集中豪雨に見舞われ、3名の尊い命が失われたほか、11棟の住家等が全・半壊し、1,500棟を超える家屋が浸水するなど、大きな被害を受けました。道路や通信網などのライフラインも未だ完全復旧しておらず、被害額の全貌も関係機関が全力を上げて調査中ですが、今なお200名を超える多くの住民が不安定な避難生活を強いられています。

このような多大な被害が生じた中であっても、奄美大島では、住民を中心として「結いの精神」で一刻も早い災害復旧に向け懸命に取り組んでいるところであり、また、本県及び奄美大島の市町村も関係機関とも協力の上、住民支援、災害応急、災害復旧等に全力をあげて取り組んでいるところです。

ついては、国におかれましても、本県及び奄美大島の市町村の置かれた現状を踏まえ、次の事項について緊急に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年10月

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

奄美市長 朝山 毅

大和村長 伊集院 幼

宇検村長 國馬 和範

瀬戸内町長 房 克臣

龍郷町長 川畑 宏友

1 住民生活の早期再建について

生活基盤を失った被災者に対する経済的な支援や、療養・介護等を必要とする被災者の医療費等の支援などに加え、長期に渡り避難生活を余儀なくされる被災者等の健康管理や精神的ケアの実施について、特段の配慮をお願いしたい。

2 道路の早期復旧について

現在、不通となっている幹線道路の早期の復旧、及び再度災害を防止するため、万全な措置を講じていただきたい。

3 災害復旧の早期実現に向けて

速やかに災害査定を実施するとともに、河川、砂防、道路等の公共土木施設災害復旧工事に係る工法の選定や早期の工事の実施について、引き続き支援を図っていただきたい。

また、地域の主要産業である農林水産業に係る施設等や水道施設の復旧にかかる経費などについて、特段の配慮をお願いしたい。

4 林地崩壊及び林道施設等に係る災害復旧工事の早期実施について

速やかに災害査定を実施するとともに、林地崩壊及び林道施設等に係る災害復旧工事の早期実施について、特段の配慮をお願いしたい。

5 激甚災害の早期指定について

「激甚災害法に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、早期に激甚指定の指定をしていただきたい。

6 学校施設の復旧対策について

学校施設等において床上浸水や土砂流入等の被害を受けたことから、災害復旧費国庫負担金等の交付において、特段の配慮をお願いしたい。

7 廃棄物の処理について

大量に発生している災害廃棄物の収集・分別・処理に伴い生じる経費等の支援について、特段の配慮をお願いしたい。

また、床下浸水家屋の障害物の除去については、二次災害防止の観点から、速やかに県、市町村の判断で災害救助法の適用ができるようにするなど、特段の配慮をお願いしたい。

8 防疫に係る支援について

民家，各公共施設の防疫が長期にわたることが想定されることから，財政的支援について，特段の配慮をお願いしたい。

9 非常通信手段の確保など防災機能の強化について

災害時における多様な通信手段の確保，救難機材等の配備，防災機能を備えた施設の整備等について，特段の配慮をお願いしたい。

10 大島紬など地場産業の復興や地域経済の回復への支援について

大雨による浸水や土砂災害により被害を受けた奄美の伝統的工艺品産業である大島紬をはじめとする地場産業の復興や，奄美の観光産業の回復を含めた商工業への支援，地域経済の回復及びその活性化への支援について，特段の配慮をお願いしたい。

11 世界自然遺産候補地への配慮について

今回の豪雨災害により世界自然遺産登録に向けた取組に影響が生じないように，サンゴ礁の保全など特段の配慮をお願いしたい。

12 災害復旧等に要する財政需要に対する特段の配慮について

災害に係る被害額の全容の把握は，現時点においては出来ていない状況にあるが，県及び市町村における今後の公共土木施設，農地・農業用施設等の災害復旧や災害救助，住民の生活支援等に要する財政需要に対して，各府省の特段の配慮をお願いしたい。

奄美地方における集中豪雨被害に
係る災害復旧対策に関する

要 望 書

平成22年11月

鹿	児	島	県
奄	美		市
大	和		村
宇	検		村
瀬	戸	内	町
龍	郷		町

当県の奄美地方では、停滞した前線の影響で、10月18日から20日までの総雨量が800ミリメートルを超え、特に浸水被害が集中した奄美市住用町では、20日午前10時から午後1時までの3時間の観測雨量が354ミリメートルに上り、100年に1度降るとされる雨量の約2倍の量に達するなど、未曾有の記録的な集中豪雨に見舞われました。

今回の災害により、3名の方が亡くなられたほか、島内各地で道路、河川などの公共土木施設、農地及び農業用施設、林地及び林道施設等、農作物、住宅など極めて広範囲かつ甚大な被害が発生し、電気、水道、電話などのライフラインの断絶も相次いだところです。

当県としては、一日も早い災害復旧・復興に向け、関係機関とともに全力をあげて取り組んでいるところでありますので、当県の実情を御賢察のうえ、緊急に特段の配慮がなされるよう、次の事項について要望します。

平成22年11月

鹿児島県知事	伊藤 祐一郎
奄美市長	朝山 毅
大和村長	伊集院 幼
宇検村長	国馬 和範
瀬戸内町長	房 克臣
龍郷町長	川畑 宏友

1 激甚災害の早期指定について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、早期に激甚災害として指定していただきたいこと。

2 災害救助法に基づく救助の実施について

災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、離島の特殊性に鑑み、今回の災害の実情に即して各救助期間の延長や住宅の応急修理等の特別基準の設定等について、特段の配慮を行っていただきたいこと。

3 廃棄物の処理について

大量に発生している災害廃棄物の収集・分別・処理に伴い生じる経費等の支援について、特段の配慮を行っていただきたいこと。

4 社会福祉関係について

(1) 被災した特別養護老人ホーム等に対する支援について

特別養護老人ホーム等の移転改築に係る全面的な支援及び事業再開までの職員の生活保障について配慮していただきたいこと。

(2) 被災した在宅要介護者等に対する支援について

ショートステイの30日を超える利用や支給限度額を超える介護サービスの利用について、災害救助法の対象とするなど必要な支援を行っていただきたいこと。

(3) 被災した介護保険事業所の介護保険請求について

被災により保険請求関連の書類等が汚損した事業所の介護報酬請求について、概算請求等により対応できるよう特段の配慮を行っていただきたいこと。

5 公共施設関係について

(1) 道路法面等の防災対策の促進について

今回の集中豪雨災害において、崩土等により交通が途絶し、県民生活に大きな混乱を生じるとともに、支援物資の円滑な輸送が困難であったことから、道路法面等の防災対策の促進について支援を行っていただきたいこと。

(2) 公共土木施設災害復旧工事の早期実施及び技術的支援について

河川、砂防、道路等の公共土木施設災害復旧工事の早期実施、並びに、工法の選定や工事の実施について、引き続き支援を行っていただきたいこと。

(3) 園芸作物の復旧対策について

野菜・果樹など被害を受けた産地の生産供給体制を早急に立て直すため、被災ほ場の現状回復や改植など再生産に向けた経営支援対策を講じていただきたいこと。

(4) 農地・農業用施設災害復旧工事の早期実施について

速やかに災害査定を実施するなど、農地・農業用施設災害復旧工事の早期実施について支援を行っていただきたいこと。

(5) 林地崩壊及び林道施設等に係る災害復旧工事の早期実施について

速やかに災害査定を実施するなど、林地崩壊及び林道施設等に係る災害復旧工事の早期実施について支援を行っていただきたいこと。

(6) 土砂災害等の災害対策関係事業の予算確保について

再度災害を防止し、速やかな復旧・復興を図るため、災害対策関係事業に要する予算を確保していただきたいこと。

(7) 水道施設災害復旧工事の早期実施について

速やかに災害査定を実施するなど、水道施設災害復旧工事の早期実施について支援を行っていただきたいこと。

(8) 学校施設等の復旧対策について

児童生徒等の安全を図るため、学校施設災害復旧事業、社会体育施設災害復旧事業及び社会教育施設災害復旧事業に必要な予算措置を講じていただきたいこと。

6 災害時における通信手段の確保について

災害時要援護者の迅速な避難や孤立化防止を図るためには、衛星携帯電話など災害時における多様な通信手段を確保することが重要であることから、その整備に係る経費について、財政支援を拡充していただきたいこと。

7 地場産業の復興や地域経済の回復への支援について

大雨による浸水や土砂災害により被害を受けた奄美の伝統的工艺品産業である大島紬をはじめとする地場産業の復興や、奄美の観光産業の回復を含めた商工業への支援、地域経済の回復及びその活性化への支援について、特段の配慮を行っていただきたいこと。

8 災害復旧等の財政需要に対する特段の配慮について

災害復旧や災害救助、住民の生活支援等に要する財政需要に対して、特段の配慮を行っていただきたいこと。

奄美地方における集中豪雨被害に
係る災害復旧対策に関する

要 望 書

平成22年12月

鹿	児	島	県
奄	美		市
大	和		村
宇	検		村
瀬	戸	内	町
龍	郷		町

当県の奄美地方では、停滞した前線の影響で、10月18日から20日までの総雨量が800ミリメートルを超え、特に浸水被害が集中した奄美市住用町では、20日午前10時から午後1時までの3時間の観測雨量が354ミリメートルに上り、100年に1度降るとされる雨量の約2倍の量に達するなど、未曾有の記録的な集中豪雨に見舞われました。

今回の災害により、3名の方が亡くなられたほか、島内各地で道路、河川などの公共土木施設、農地及び農業用施設、林地及び林道施設等、農作物、住宅など極めて広範囲かつ甚大な被害が発生し、電気、水道、電話などのライフラインの断絶も相次いだところです。

当県としては、一日も早い災害復旧・復興に向け、関係機関とともに全力をあげて取り組んでいるところでありますので、当県の実情を御賢察のうえ、緊急に特段の配慮がなされるよう、次の事項について要望します。

平成22年12月

鹿児島県知事	伊藤 祐一郎
奄美市長	朝山 毅
大和村長	伊集院 幼
宇検村長	国馬 和範
瀬戸内町長	房 克臣
龍郷町長	川畑 宏友

1 局地激甚災害の指定基準の緩和について

公共土木施設災害復旧事業における局地激甚災害の指定基準の緩和を実施していただきたいこと。

2 廃棄物の処理について

大量に発生している災害廃棄物の収集・分別・処理に伴い生じる経費等の支援について、特段の配慮を行っていただきたいこと。

3 社会福祉関係について

(1) 被災した特別養護老人ホーム等に対する支援について

特別養護老人ホーム等の移転改築に係る全面的な支援について配慮していただきたいこと。

(2) 被災した在宅要介護者等に対する支援について

ショートステイの30日を超える利用や支給限度額を超える介護サービスの利用について、災害救助法の対象とするなど必要な支援を行っていただきたいこと。

(3) 被災した介護保険事業所の介護保険請求について

被災により保険請求関連の書類等が汚損した事業所の介護報酬請求について、概算請求等により対応できるよう特段の配慮を行っていただきたいこと。

4 公共施設関係について

(1) 道路法面等の防災対策の促進について

今回の集中豪雨災害において、崩土等により交通が途絶し、県民生活に大きな混乱を生じるとともに、支援物資の円滑な輸送が困難であったことから、道路法面等の防災対策の促進について支援を行っていただきたいこと。

(2) 公共土木施設災害復旧工事の早期実施及び技術的支援について

河川、道路等の公共土木施設災害復旧工事の早期実施、並びに、工法の選定や工事の実施について、引き続き支援を行っていただきたいこと。

(3) 農地・農業用施設災害復旧工事の早期実施について

速やかに災害査定を実施するなど、農地・農業用施設災害復旧工事の早期実施について支援を行っていただきたいこと。

- (4) 林地崩壊及び林道施設等に係る災害復旧工事の早期実施について速やかに災害査定を実施するなど，林地崩壊及び林道施設等に係る災害復旧工事の早期実施について支援を行っていただきたいこと。
- (5) 土砂災害等の災害対策関係事業の予算確保について再度災害を防止し，速やかな復旧・復興を図るため，災害対策関係事業に要する予算を確保していただきたいこと。
- (6) 水道施設災害復旧工事の早期実施について速やかに災害査定を実施するなど，水道施設災害復旧工事の早期実施について支援を行っていただきたいこと。
- (7) 学校施設等の復旧対策について児童生徒等の安全を図るため，学校施設災害復旧事業，社会体育施設災害復旧事業及び社会教育施設災害復旧事業に必要な予算措置を講じていただきたいこと。

5 災害時における通信手段の確保について

災害時要援護者の迅速な避難や孤立化防止を図るためには，衛星携帯電話など災害時における多様な通信手段を確保することが重要であることから，その整備に係る経費について，財政支援を拡充していただきたいこと。

6 地場産業の復興や地域経済の回復への支援について

大雨による浸水や土砂災害により被害を受けた奄美の伝統的工艺品産業である大島紬をはじめとする地場産業の復興や，奄美の観光産業の回復を含めた商工業への支援，地域経済の回復及びその活性化への支援について，特段の配慮を行っていただきたいこと。

7 災害復旧等の財政需要に対する特段の配慮について

災害復旧や災害救助，住民の生活支援等に要する財政需要に対して，特段の配慮を行っていただきたいこと。

(参考) 災害復旧・復興における県の主な対応内容

【危機管理局】

日付	実際に実施した対策	関係課
10/30	防災担当大臣が来島した際，副知事及び奄美大島内の5市町村長が連名で災害復旧対策等を要望	危機管理防災課
11/16	衆議院災害対策特別委員会が来島した際，副知事及び奄美大島内の5市町村長が連名で，激甚災害の早期指定，廃棄物の処理等を要望	危機管理防災課
12/19	参議院災害対策特別委員会が来島した際，副知事及び奄美大島内の5市町村長が連名で，局地激甚災害の指定基準の緩和，廃棄物の処理等を要望	危機管理防災課

【保健福祉部】

日付	実際に実施した対策	関係課
10/25	被災者生活再建支援法の適用を決定した ・奄美市（被災者生活再建支援法施行令第1条第1号） ・龍郷町（被災者生活再建支援法施行令第1条第1号）	社会福祉課
11/4	奄美大島1市2町2村及び大島支庁に対して「奄美大島集中豪雨災害により被災した要介護高齢者への対応について」を通知 (通知内容) 1 避難所等における要介護高齢者等に対する対応について 2 介護保険施設等における要援護高齢者等及び避難者の受け入れについて 3 被保険者に係る被保険者証について 4 利用者負担の減免，保険料の徴収猶予・減免について 5 被災者に係る要介護認定事務の取扱いについて	介護福祉課
11/18	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議	介護福祉課
11/22	被災者生活支援金の交付決定 (龍郷町，大和村，瀬戸内町)	社会福祉課
12/1	被災者生活支援金の交付決定 (奄美市，宇検村)	社会福祉課
12/14～ 12/17	社会福祉施設災害復旧事業 実地調査	介護福祉課

【商工労働水産部】

日付	実際に実施した対策	関係課
10/21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工団体へ相談窓口設置を依頼 県商工会連合会等の関係商工団体に対し，経営・金融支援のための相談窓口の設置など，きめ細やかな経営支援を依頼 ・ 金融機関等へ金融上の措置を要請 九州財務局等が，状況に応じた金融措置を適切に講ずるよう金融機関等へ要請 ・ 政府系中小企業金融機関が特別相談窓口を設置するとともに災害復旧貸付制度を適用 ・ 奄美市笠利町及び龍郷町において被災状況実地調査 	<p>商工政策課</p> <p>経営金融課</p> <p>経営金融課</p> <p>大島支庁農林水産部林務水産課</p>
10/22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の緊急災害対策資金の適用を決定 保証機関，金融機関，商工団体，市町村へ通知 記者発表及びホームページへの掲載 ・ 県に相談窓口を設置 ・ 保証機関に特別相談窓口の設置を依頼 ・ 金融機関等に対し，被災者への特段の配慮を要請 	<p>経営金融課</p> <p>経営金融課</p> <p>経営金融課</p> <p>経営金融課</p>
10/23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬戸内町及び宇検村において被災状況実地調査 	<p>大島支庁農林水産部林務水産課</p>
10/24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奄美市住用町において被災した漁協施設の復旧作業を指導 ・ 瀬戸内町の養殖施設において被災状況実地調査 	<p>大島支庁農林水産部林務水産課</p> <p>大島支庁農林水産部林務水産課</p>
10/25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奄美市住用町及び大和村において被災状況実地調査 	<p>大島支庁農林水産部林務水産課</p>

【農政部】

日付	実際に実施した対策	関係課
11/15	耕地災害に係る査定前応急工事に着手 緊急を要する5箇所順次実施	農地建設課
10/27～ 12/17	技術職員の市町村派遣 被災した市町村に対して、技術職員を派遣し、被害調査、 復旧工法の検討等を支援	農地建設課
11/22	農業・農村活性化推進施設等整備事業（知事特認）に係る事 業実施計画の承認	農政課 農産園芸課
11/25	激甚災害指定	農地建設課
H23 2/10	耕地災害にかかる復旧工事開始（～平成24年3月未完了予定）	農地建設課

【土木部】

日付	実際に実施した対策	関係課
11/25	局地激甚災害の早期指定（奄美市（旧住用町）、大和村、龍 郷町）	河川課
12/9～ 12/10	平成22年発生公共土木施設災害復旧事業 第2次災害査定（都市・地域整備局所管）	都市計画課
12/13～ 12/17	平成22年発生公共土木施設災害復旧事業 第8次災害査定（河川局所管）	河川課
12/20～ 12/22	平成22年発生公共土木施設災害復旧事業 第9次災害査定（河川局所管）	河川課
H23 3/24	局地激甚災害の指定（奄美市（旧名瀬市、旧笠利町）、宇検 村、瀬戸内町）	河川課

